

令和7年第10回教育委員会定例会次第

開催日時 令和7年10月22日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 春日井市立中学校標準服製造申請の認定について
- (2) 令和8年度教職員定期人事異動方針について
- (3) 松原学習センターの廃止について
- (4) 春日井市教育委員会表彰について
- (5) 教育委員会事務局等人事異動について

2 報 告

- (1) 令和8年(第1回～第3回)教育委員会定例会の日程について
- (2) 令和7年第4回市議会定例会について

議題1 春日井市立中学校標準服製造申請の認定について

春日井市立中学校標準服について、春日井市立中学校標準服認定要領に基づき、令和7年10月8日までの申請について、その製造認定を願うもの。

春日井市立中学校標準服製造申請（10月認定分）

No.	申請日	申請者	申請アイテム	販売開始時期	申請区分
1	令和7年9月3日	株式会社和光	II型ブレザー	令和7年11月1日～	新規
2	令和7年9月16日	名古屋菅公学生服株式会社	I型ブレザー	令和7年12月1日～	新規



春日井市立中学校標準服製造申請書

申請日	令和 7 年 9 月 3 日
-----	----------------

※申請は1アイテムにつき、1申請が必要

※素材が変わる場合は、その都度申請が必要

申請内容	新規	✓
	変更	

申請者	企業名	株式会社和光		
	住所	愛知県大府市月見町1-230		
	TEL	0562-48-0333	FAX	0562-48-5366
	代表者名	木村 兼一郎	担当者名	[REDACTED]
	Email	[REDACTED]		

①申請アイテム(○付)

・Ⅰ型ブレザー ・Ⅱ型ブレザー ・Ⅰ型スラックス ・Ⅱ型スラックス ・スカート ・夏Ⅰ型スラックス ・夏Ⅱ型スラックス ・夏スカート

②商品品番、生地品番、混紡率

商品品番	素材品番	生地仕入先(メーカー)	混紡率
	NKK50V	株式会社ナカヒロ	W50%P50%
生地名(例:ストレッチサージ)			
スーパーストレッチツイル			

③形状に関する特許、実用新案、意匠登録の有無

・有 ・無	具体的内容
-------	-------

④商品ブランド名

日本語表記	ニッケ	※ブランド所有者が異なる場合は所有者記載
英字表記	NI KKE	

⑤販売予定先(すべて記載)

販売予定先	株式会社イトウ
-------	---------

⑥販売開始時期

開始時期	令和 7 年 11 月 1 日 ~
------	-------------------

⑦添付書類

・表地色の判定結果を証する書類 ・規定・品質認定基準に基づく採寸データ(実寸) ・生地メーカー発行の物性試験書

※採寸データはメーカー採寸でも可(責任者の所属・氏名明記の上、押印又は署名入りのもの)

※表地色の判定結果及び生地の物性証明は生地メーカーの社検でも可

春日井市中学校制服商品審査書

※仕様書に記載されたアイテム別指定サイズの商品と、仕様に適合していることを証する各書類を添付して提出すること。

※採寸データはメーカー採寸でも可(責任者の所属・氏名明記の上、押印又は署名入りのもの)

※表地色の判定結果及び生地物の物性証明は生地メーカーの社検でも可。

①機能評価

生地による試験	色差	ウォッシュャブル	耐久性
検査結果記載	D 65 0.76	経 -1.2 緯 -0.5	60,000 以上
合否	合格・不合格	合格・不合格	合格・不合格

■ I 型ブレザー、II 型ブレザー

	基準サイズ: I 型は170A、II 型は160A	合否
表地色	色差計による判定 ΔE^*ab 0~2.0未満の範囲内(C光源、D65光源)	○
裏地色	濃紺のみ、柄入り等は全て不可(静電糸等でストライプに見えるものも不可)	○
サイズ	バスト: 170Aサイズ108cm、160Aサイズ96cmから出来上がり寸法で±2.0cm以内は合格	○
	着丈: 170Aサイズ72cm、160Aサイズ62cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	○
	肩幅: 170Aサイズ46cm、160Aサイズ41cmから出来上がり寸法で±1.0cm以内は合格	○
	袖丈: 170Aサイズ61cm、160Aサイズ57cmから出来上がり寸法で±1.0cm以内は合格	○
	※サイズアップ仕様(バスト・袖・丈)については0~6cm内で自由	
衿吊	表地は裏地と同色又は黒、紺、グレーの織物、テープのみ可(金属製、樹脂製、紐類等は不可)	○
名札吊	見本と同様のポケット内にしまえる仕様のもののみ可	○
釦	指定釦のみ使用可	○
チェンジ釦	黒樹脂製のみ可(金属製、華美なものは全て不可)	○
ダーツ	ダーツ無しやプリンセスライン等見た目が変わるものは全て不可	○
前合わせ	左右変更できるもののみ可	○
ステッチ	衿・ラベル・前カット・ポケット部にステッチ0.3cm	○
袖口反射	反射パイピングが見本と同じ(材質、長さ、取り付け位置)	○

■ I 型、II 型冬夏スラックス

	基準サイズ: I 型はウエスト76cm、II 型はウエスト64cm (出来上がり)ウエストの誤差は、形状に著しく違和感のない程度において認める	合否
表地色	色差計による判定 ΔE^*ab 0~2.0未満の範囲内(C光源、D65光源)※ベースの紺色部分を測色	
柄合わせ	尻ぐり部分の柄が左右であっているもののみ合格	
腰裏色	黒・グレー・紺の無地のみ可、滑り止め付は可	
サイズ	I 型のワタリ幅(W76cmサイズ)34.0cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	II 型のワタリ幅(W64cmサイズ)31cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	I 型の裾幅(W76cmサイズ)23.0cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	II 型の裾幅(W64cmサイズ)19.0cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	※サイズアップはウエスト部のみ可(〜3cmまで)、アジャスター不可	
腰形状	腰切替有のみ可、腰切替巾は3.5cm~4.0cmのみ(腰後ろの割仕様は不可)	
タック	ワンタックのみ可、タック巾は2(4)cm以下のみ可	
ベルト通し	I 型のベルト通し: 7~8本のみ可、長さは4.0~5.0cm以内	
	II 型のベルト通し: 6~7本のみ可、長さは3.5~4.0cm以内	
裏地	黒かグレー無地のみ可、無しでも可	
ポケット	脇、後ろ部分のみ可、雨蓋付きは不可	

■ 冬夏スカート

	基準サイズ: ウエスト63cm	合否
表地色	色差計による判定 ΔE^*ab 0~2.0未満の範囲内(C光源、D65光源)※ベースの紺色部分を測色	
柄合わせ	襷の中心部分と裾柄は指定有り、指定柄があっているもののみ合格	
裏地	黒かグレー無地のみ可、無しでも可	
ベルト	ベルト幅は3cmのみ可	
スカート吊紐	黒かグレーのみ可	
アジャスター	調節可能なアジャスターのみ可(調節幅は不問)、3段カンは不可	

春日井市教育委員会 学校教育課 御中

提出サンプル 実寸データ

採寸日	令和7年9月8日
-----	----------

採寸アイテム	Ⅱ型ブレザー
--------	--------

実寸サイズ	サイズ	胸周り	肩幅	着丈	袖丈
	160A	94cm	42cm	61cm	56.5cm

担当者	所属	氏名	
	代表取締役社長	木村 兼一郎	

受付No. 20252271

品質規格試験表

納入先

依頼先 スクール1課

依頼No. 2013

日本毛織株式会社

研究開発センター品質検査チーム

受付 令和7年8月19日

報告 令和7年9月2日

試験項目	製伝 マーク 絨号 色番 反番 品名						試験方法
混用率	W	48.87%					JIS L1030-2
	P	50.13%					
洗濯寸法変化 (C3G)	20回経	-1.2%					JIS L1930 (C3G)
	20回緯	-0.5%					
	20回外観	4-5 級					
色褪しさ (マーキングール)	擦り切れ	60000以上 回					JIS L1096. 8. 19. 5 (E法)
寸法変化 (H-2法)	直後 経	-1.0%					JIS L1096. 8. 39. 1 (H-2法)
	直後 緯	-0.6%					
	24h後 経	-0.9%					
	24h後 緯	-0.2%					
ピリング (A法、セット)	10h	4-5 級					JIS L1076. 8. 1. 1 (A法)
	20h	4-5 級					
	30h	4-5 級					
色差 (ΔE)	D65光源	0.76					



春日井市標準制服製造申請書

申請日	令和	7年	9月	16日
-----	----	----	----	-----

※申請は1アイテムにつき、1申請が必要

※素材が変わる場合は、その都度申請が必要

申請内容	新規	○
	変更	

申請者	企業名	名古屋管公学生服株式会社		
	住所	愛知県名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見2F		
	TEL	052-218-2305	FAX	052-218-2306
	代表者名	中村 健治	担当者名	
	Email			

①申請アイテム(○付)

・I型ブレザー	・II型ブレザー	・I型スラックス	・II型スラックス	・スカート	・夏スラックス	・夏II型スラックス	・夏スカート
---------	----------	----------	-----------	-------	---------	------------	--------

②商品品番、生地品番、混紡率

商品品番	素材品番	生地仕入先(メーカー)	混紡率
1755D-SU1	NKK50V	(株)ナカヒロ	W50/T50
生地名(例:ストレッチサージ)			
スーパーストレッチサージ			

③形状に関する特許、実用新案、意匠登録の有無

・有	・無	具体的内容
----	----	-------

④商品ブランド名

日本語表記	カンコー	※ブランド所有者が異なる場合は所有者記載
英字表記	KANKO	

⑤販売予定先(すべて記載)

販売予定先	学生服のイトウ
-------	---------

⑥販売開始時期

開始時期	令和	7年	12月	1日	～
------	----	----	-----	----	---

⑦添付書類

・表地色の判定結果を証する書類 ・規定・品質認定基準に基づく採寸データ(実寸) ・生地メーカー発行の物性試験書

※採寸データはメーカー採寸でも可(責任者の所属・氏名明記の上、押印又は署名入りのもの)

※生地物性証明は生地メーカーの社検でも可

春日井市中学校制服商品審査書

※仕様書に記載されたアイテム別指定サイズの商品と、仕様に適合していることを証する各書類を添付して提出すること。

※採寸データはメーカー採寸でも可(責任者の所属・氏名明記の上、押印又は署名入りのもの)

※表地色の判定結果及び生地地の物性証明は生地メーカーの社検でも可。

①機能評価

生地による試験	色差	ウォッシュブル	耐久性
検査結果記載	D65 : 0.76	経 -1.2% 緯 -0.5%	60,000 以上
合否	(合格)・不合格	(合格)・不合格	(合格)・不合格

■ I 型ブレザー、II 型ブレザー

	基準サイズ: I 型は170A、II 型は160A	合否
表地色	色差計による判定 ΔE^*ab 0~2.0未満の範囲内(C光源、D65光源)	○
裏地色	濃紺のみ、柄入り等は全て不可(静電系等でストライプに見えるものも不可)	○
サイズ	バスト:170Aサイズ108cm、160Aサイズ96cmから出来上がり寸法で±2.0cm以内は合格	○
	着丈:170Aサイズ72cm、160Aサイズ62cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	○
	肩幅:170Aサイズ46cm、160Aサイズ41cmから出来上がり寸法で±1.0cm以内は合格	○
	袖丈:170Aサイズ61cm、160Aサイズ57cmから出来上がり寸法で±1.0cm以内は合格	○
	※サイズアップ仕様(バスト・袖・丈)については0~6cm内で自由	
衿吊	表地は裏地と同色又は黒、紺、グレーの織物、テープのみ可(金属製、樹脂製、紐類等は不可)	○
名札吊	見本と同様のポケット内にしまえる仕様のもののみ可	○
釦	指定釦のみ使用可	○
チェンジ釦	黒樹脂製のみ可(金属製、華美なものは全て不可)	○
ダーツ	ダーツ無しやプリンセスライン等見た目が変わるものは全て不可	○
前合わせ	左右変更できるもののみ可	○
ステッチ	衿・ラベル・前カット・ポケット部にステッチ0.3cm	○
袖口反射	反射パイピングが見本と同じ(材質、長さ、取り付け位置)	○

■ I 型、II 型冬夏スラックス

	基準サイズ: I 型はウエスト76cm、II 型はウエスト64cm (出来上がり)ウエストの誤差は、形状に著しく違和感のない程度において認める	合否
表地色	色差計による判定 ΔE^*ab 0~2.0未満の範囲内(C光源、D65光源)※ベースの紺色部分を測色	
柄合わせ	尻ぐり部分の柄が左右であっているもののみ合格	
腰裏色	黒・グレー・紺の無地のみ可、滑り止め付は可	
サイズ	I 型のワタリ幅(W76cmサイズ)34.0cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	II 型のワタリ幅(W64cmサイズ)31cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	I 型の裾幅(W76cmサイズ)23.0cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	II 型の裾幅(W64cmサイズ)19.0cmから出来上がり寸法で±1.5cm以内は合格	
	※サイズアップはウエスト部のみ可(〜3cmまで)、アジャスター不可	
腰形状	腰切替有のみ可、腰切替巾は3.5cm~4.0cmのみ(腰後ろの割仕様は不可)	
タック	ワンタックのみ可、タック巾は2(4)cm以下のみ可	
ベルト通し	I 型のベルト通し:7~8本のみ可、長さは4.0~5.0cm以内	
	II 型のベルト通し:6~7本のみ可、長さは3.5~4.0cm以内	
裏地	黒かグレー無地のみ可、無しでも可	
ポケット	脇、後ろ部分のみ可、雨蓋付きは不可	

■ 冬夏スカート

	基準サイズ: ウエスト63cm	合否
表地色	色差計による判定 ΔE^*ab 0~2.0未満の範囲内(C光源、D65光源)※ベースの紺色部分を測色	
柄合わせ	襷の中心部分と裾柄は指定有り、指定柄があっているもののみ合格	
裏地	黒かグレー無地のみ可、無しでも可	
ベルト	ベルト幅は3cmのみ可	
スカート吊紐	黒かグレーのみ可	
アジャスター	調節可能なアジャスターのみ可(調節幅は不問)、3段カンは不可	

2025年9月17日

春日井市教育委員会 学校教育課
春日井市中学校制服担当者 様

名古屋菅公学生服株式会社


製造申請サンプルの採寸データについて

申請サンプルの採寸データの実寸値を提出いたします。

商品品番：1755D-SU1

バスト	着丈	肩幅	袖丈
108cm	72cm	46cm	61cm

以上

受付No. 20252271

品質規格試験表

納入先

依頼先 スクール1課

依頼No. 2013

日本毛織株式会社

研究開発センター品質検査チーム

受付 令和7年8月19日

報告 令和7年9月2日

試験項目		製伝 マーク 絨号 色番 反番 品名				試験方法
混用率	W		48.87 %			JIS L1030-2
	P		50.13 %			
洗濯寸法変化 (C3G)	20回経		-1.2 %			JIS L1930 (C3G)
	20回緯		-0.5 %			
	20回外観		4-5 級			
摩擦脆さ (マーチンデール)	擦り切れ	60000以上	回			JIS L1096. 8. 19. 5 (E法)
寸法変化 (H-2法)	直後 経		-1.0 %			JIS L1096. 8. 39. 1 (H-2法)
	直後 緯		-0.6 %			
	24h後 経		-0.9 %			
	24h後 緯		-0.2 %			
ピリング (A法、セット)	10h		4-5 級			JIS L1076. 8. 1. 1 (A法)
	20h		4-5 級			
	30h		4-5 級			
色差 (△E)	D65光源		0.76			

議題2 令和8年度教職員定期人事異動方針について

愛知県教育委員会の令和8年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に基づき、本市教育委員会の令和8年度教職員定期人事異動方針を定めるもの。

令和 8 年度教職員定期人事異動方針（案）

春日井市教育委員会

市民の信託に応えて春日井市立学校教育の一層の振興・充実を図り、一層高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるため、令和 8 年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づき、次の基本方針のもとに定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本市公立小中学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全市的視野に立ち、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。
降任について、自ら降任を申し出た場合においては、本人の申出に基づき降任を認める。
- 6 教職員の異動については、次のことに留意して実施する。
 - (1) 校長の意見を十分に尊重し、各学校の教職員構成の適正化・活性化を図る。
 - (2) 教員に多様かつ豊富な教育経験を得させるため、小学校・中学校間の交流について配慮する。
 - (3) 同一校に長期間勤務する者については、転任対象者として検討する。
 - (4) 異動後の通勤時間は、原則として、片道おおむね 1 時間 30 分以内となるよう配慮する。
 - (5) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する。

※ なお、令和 8 年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

議題3 春日井市松原学習センターの廃止について

松原小学校内に設置している松原学習センターについて、設立時からの状況の変化や利用者の減少に伴い廃止するもの。

松原学習センターの廃止について

1 設置目的

学習センターは地域住民が学びや交流を深めるための施設で、生涯学習の推進とコミュニティの育成を目的としている。

周辺に公民館やふれあいセンターが存在しない松原中学校地区において、平成9年に松原学習センターを設置した。

2 施設の概要

松原小学校南館1階の一部に「多目的室（管理人室を含む。）」「第1学習室」「第2学習室」を設置している。

3 廃止する理由

次の2点の理由から施設を廃止することとする。

(1) 設立時からの状況の変化

松原中学校地区内の「グリーンパレス春日井」の位置づけが変わり設置目的が「勤労者の福祉を増進すること」から「市民交流の場を提供すること」になったことから、松原学習センターの必要性が低下している。

(2) 利用団体の減少

今年度の登録団体は3団体で、うち定期的な利用は1団体のみとなっている。

4 廃止時期

令和8年3月31日

議題4 春日井市教育委員会表彰について

春日井市教育委員会表彰内規第3条第1項に基づき、教育委員会の所管にかかる申請について審査するもの。

議題5 教育委員会事務局等人事異動について

教育委員会事務局等人事異動を実施するもの。

報告1 令和8年（第1回～第3回）教育委員会定例会の日程について

	月 日	曜日	時 間
第 1 回	1 月 27 日	火	午後 1 時 30 分～
第 2 回	2 月 25 日	水	午後 1 時 30 分～
第 3 回	3 月 11 日	水	午後 1 時 30 分～

報告 2 令和 7 年第 4 回市議会定例会について

令和7年第4回市議会定例会について

令和7年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 595,800 千円

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1 校舎等小工事（小学校） | 595,800 千円 |
| 坂下小学校外 12 校理科室等空調設備設置工事 | |

令和7年度一般議案【原案可決】

- 1 春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例を廃止する条例について
 - (1) 郷土館を廃止するもの
 - (2) 施行日 令和8年4月1日

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 小学校における熱中症対策としての冷凍庫・冷蔵庫整備について	(1) 小学校において、登下校時にネッククーラー等の冷却グッズの使用を認めている学校数は何校かを問う。	(1) 登下校時におけるネッククーラーなどの冷却グッズの使用については、全ての小学校で認めている。
	(2) 冷却グッズの使用を認めている場合、児童が持参した冷却グッズを小学校で冷やしている事例はあるか。また、事例がある場合、どのような設備を利用しているのか。保健室の冷蔵庫等で冷やしている事例はあるかを問う。	(2) 児童が持参した冷却グッズを下校時にも使用できるように冷やしている小学校は5校ある。このうち、職員室や家庭科室、保健室などにある冷凍庫や冷蔵庫を使用している小学校が4校、また、プラスチック製のケースに水を張り、凍らせたペットボトルを入れて冷却グッズを冷やすといった工夫をしている小学校が1校ある。
	(3) ネッククーラー等の冷却グッズを冷やすための冷凍庫・冷蔵庫の設置について保護者等から市や学校への要望はあるかを問う。	(3) 冷凍庫や冷蔵庫の設置に関する保護者などからの要望については、市長へのホットラインに3件、小学校5校に9件あった。
	(4) 下校時の熱中症対策として、全ての小学校に冷却グッズを冷やすための、冷凍庫又は、冷蔵庫を設置する考えはあるかを問う。	(4) 現在、各学校では、下校時の熱中症対策として、日傘や帽子の使用の推奨のほか、児童生徒の体調の確認や水分補給の促進など、それぞれの実情に応じた取組をしているところである。 ネッククーラーなどの冷却グッズの使用状況については、9月上旬に小学校2校で確認したところ、使用している児童の割合は、それぞれ2.6%と6.6%程度であった。 冷凍庫や冷蔵庫の設置にあたっては、新たな電源の確保や設置場所の検討なども必要である。こうしたことを踏まえ、本市の小学校5校や他自治体での取組を注視するとともに、その他の熱中症対策も含め調査研究していく。
2 子どもの安全を守る教育環境づくりと「生きる教育」の導入について	(1) 他自治体において発生した教員の不祥事を受け、本市においてはどのような対応を行ったのかを問う。また、保護者や子どもたちに	(1) 全国的に教職員による児童生徒への不適切な行為が報道され、教育現場への信頼が揺らぐ事案が発生しているが、子どもを守り育てる立場にある者による決してあってはならない行為であり、断じて許されるものではない。 本年7月1日の校長会議では、各学校で同様

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	対してどのような説明を実施したのかを問う。	なことが起きないように、教職員に対する早急な指導の実施を指示した。7月14日には、緊急の校長会議を開き、児童生徒の安全確保及び教職員に対する信頼回復に向け、「児童生徒への盗撮行為・わいせつ行為撲滅のためのガイドライン」を作成し、各学校への指導を徹底した。 具体的には、服務規律の遵守のほか、写真等の撮影は学校で決められた機材を使用し、個人で所有するカメラやスマートフォンなどによる撮影を禁止することや、児童生徒が撮影された画像などは、内容を管理職が確認の上、市教育委員会のファイルサーバで管理し、個人で所有する端末に保管したり、無断で校外に持ち出したりしないこと、また、教室や更衣室、トイレなどを定期的に点検し、カメラなどの不審物がないかを確認することなどを指示した。あわせて、保護者に対してこうした取組を、学校情報配信アプリのホーム&スクールなどで知らせた。 さらに、教職員に対し、児童生徒の安心と安全を守るためのチェックリストを使用し、学校としての取組や教職員個人としての取組を自己チェックするように指示した。9月17日には、各学校の教頭を対象に、外部講師による不祥事防止のための研修会を実施し、各学校においても、その内容を職員会議などで共有することとした。 学校が安全安心な場所であり、教職員が子どもたちや保護者、地域の方々から信頼されるように、今後も引き続き、不祥事防止のための取組をしっかりと進めていく。
	(2) 盗撮の問題を解決するには、防犯カメラの設置が必要であると考えるが、設置の考えについて問う。	(2) 防犯カメラの設置については、盗撮を始めとした犯罪やトラブルなどを抑止する効果を期待することができる。一方で、学校は子どもたちが一日の大半を過ごす場であり、防犯カメラで校舎内の日常生活を常時録画することは、子どもたちを委縮させ、自由でのびのびとした行動を制限してしまう懸念がある。 現在、こども家庭庁では、こども性暴力防止法施行準備検討会において、教育施設などへの防犯カメラの設置についても議論がされているところである。本市としても、学校における子どもたちの安全確保は何よりも重要であると考えており、現在のところ、教職員の自覚や倫理

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		観を高めることに重点を置いて取り組んでいるが、防犯カメラの設置についても、国における議論や他自治体での取組を注視し、その必要性を慎重に検討していく。
	(3) 教員の不祥事などから、子どもが教員に対して不安を感じたり、学校生活への不安を感じたりした際に、教員以外に相談できる窓口はあるのか。また、その周知をどのように行っているのかについて問う。	(3) 児童生徒へは、「24 時間子どもＳＯＳダイヤル」を始めとする多様な相談先があることを、チラシを配付して伝えている。小学校では、教員以外に心の教室相談員にも相談することができる。また、教職員以外へ相談や連絡をする方法として、学校や家庭での生活で気になることや不安なことなどを、１人１台端末を利用し、気軽に市教育委員会に知らせることができる「いじめ匿名連絡サイト スクールサイン」もある。学校では、こうしたことを児童生徒に対して口頭や書面で伝えるほか、１人１台端末のアプリを通じて伝えている。
	(4) 子どもへの性犯罪の問題を学校や教員だけに任せるのではなく、弁護士や医師などの第三者委員会を設置し、調査や支援、再発防止策を検討する仕組みを導入すべきと考えるが、その考えを問う。	(4) 学校内のトラブルについては、まずは学校と市教育委員会が、必要に応じて警察や弁護士、スクールカウンセラーなどの関係機関と連携しながら対応している。第三者委員会については、その状況に応じて設置を判断していく必要があるものと考えている。
	(5) 「生きる教育」は、大阪市立田島南小学校と大阪市立田島中学校の小中学校９年間の教育プログラムである。これを参考とした、包括的な性教育を推進していく考えはないか。また、文部科学省が推進する「生命(いのち)の安全教育」はどのように進めているのかを問う。	(5) 大阪市立田島南小学校と田島中学校が取り組んでいる「生きる教育」の内容を確認したところ、本市が「いのちの学習」や「人権教育」、「キャリア教育」、「家庭科」、「保健体育科」などで行っている内容を、一つにまとめた教育プログラムと捉えている。 本市が実施している性教育については、養護教諭が行う「いのちの学習」において、小学校では、男女の体の違いや、プライベートゾーン、胎児の成長と誕生の様子、思春期に起こる体と心の変化、月経や射精、性の多様性、心の健康などを学んでいる。また、中学校では、受精から誕生までの仕組みや、命はかけがえのないものであること、個々の性意識の違いや特性、人との付き合い方、大人になるということなどを学んでいる。 本市においても、「生きる教育」と同様の内容の性教育を実施しているものと考えている。ご

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		提案の「生きる教育」については、今後の参考とする。また、文部科学省の「生命(いのち)の安全教育」については、「いのちの学習」においてその内容を参考にするとともに、授業で動画教材を使っている学校もある。
	(6) 「生きる教育」を単なる参考とするのではなく、その理念と実践方法を積極的に取り入れ「自分の身を守る力」「人を大切にする行動力」を育める教育へと発展させるべきである。本市においても、実践に結びつく教育へと進化させる必要があると考えるが、考えを問う。	(6) 本市では、学習指導要領に基づき、適切に性教育を行っているところである。養護教諭が行う「いのちの学習」では、好きな人とのつきあい方について考える中で、自分の体は自分で守ることの大切さや同意の重要性として、自分で判断や意思決定をして、責任ある行動を取ろうとする気持ちを持つことなどを教えるとともに、デートDVなどの性被害や性加害などについても取り上げている。また、助産師などの外部の方から話を聞く機会も設けたりしている。 「いのちの学習」については、本年度、養護教諭会において指導計画の見直しを行っているところであり、いただいた意見については、子どもたちの理解がさらに深まるように、内容を精査する際の参考とする。
3 学校へいけない子どもの支援について	(1) 不登校の場合でも介護休業制度が利用できることについて、市ホームページの「いじめ・不登校に関する相談」のページで掲載することについて考えを問う。	(1) 不登校の場合でも介護休業制度が利用できることについては、市ホームページにおいて情報発信をしていくが、掲載ページについては検討していく。
	(2) 民間のフリースクールの利用料を補助する取組を、本市で実施する考えがないかを問う。	(2) 不登校対策については、登校支援室を始めとする多様な支援を充実させてきたところであり、まずはこうした取組に注力し、一人でも多くの子どもたちが学校に通うことができるようにしていくことが重要であると考えている。 このため、フリースクールなどの民間施設に通う子どもたちへの利用料の補助については、現在のところ考えていないが、引き続き国の動向や他自治体の状況を注視していく。
	(3) 教育支援センターあすなろに通うために、交通費が必要となる場合もあると考えるが、交通費の支援を行う考えがないかを問う。	(3) 教育支援センターあすなろに通うために必要となる、児童生徒への交通費の補助については考えていないが、通学定期乗車券制度が適用されるので、保護者にはその旨を案内しているところである。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(4) 通学定期乗車券制度を、民間のフリースクールに通う児童生徒が利用できるかを問う。	(4) フリースクールに通う児童生徒への通学定期乗車券制度については、在籍する学校の校長が、そのフリースクールに通うことを出席扱いと判断した場合には、利用することができる。
	(5) 民間のフリースクールに通う児童生徒も通学定期乗車券制度を利用できることについて、市ホームページの「いじめ・不登校の相談」のページに掲載することについての考えを問う。	(5) 市ホームページで情報発信をしていく。
4 小中学生の代表を被爆地に派遣することについて	(1) 本市での現状の平和教育の取組について問う。	(1) 本市の小学校や中学校では、国語や社会、道徳などの授業で平和についての文学作品や絵本、体験記などに触れることで、平和について学んだり、深く考えたりする学習を行っている。また、インターネットで見ることができる学校向けのコンテンツ「NHK for School」にある、戦争の記録や被爆体験者による証言の動画などを教材として活用している学校もある。
	(2) 本市でも他自治体のように、被爆地に小中学生の代表を派遣する考えがないかを問う。	(2) 先の取組により、多くの小学生や中学生が戦争の悲惨さや命の大切さ、平和の尊さを学ぶことができていると考えており、代表者を被爆地へ派遣することは考えていない。